農地法第３条の規定による許可申請書

年　　月　　日

安芸高田市農業委員会会長　様

譲受人等　住所（又は主たる事務所の所在地）

（連絡先：電話番号　　　　　　　　　　　　　　　）

職業（又は主たる業務）　　　　　年齢

国籍等　　　　　在留資格又は特別永住者

氏名（名称及び代表者名）

譲渡人等　住所（又は主たる事務所の所在地）

（連絡先：電話番号　　　　　　　　　　　　　　　）

職業（又は主たる業務）　　　　　年齢

氏名（又は名称及び代表者名）

　　　次の農地（採草放牧地）の（に）「　　　　　　　　　」を「　　　　　」したいので、

　　農地法第３条第１項及び同法施行令第１条の規定により許可を申請します。

１　許可を受けようとする土地の状況等　　　　　　　　　　　　　安芸高田市　　　町

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 面積  （㎡） | 所有者氏名(名称） | 耕作者 | | 備考 |
| 登記簿 | 現況 | 氏名(名称) | 利用  権原 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計　　 　　㎡（田　　筆　　　　㎡、畑　　筆　　　　㎡、採草放牧地　　筆　　　　㎡） | | | | | | | | |

２　土地の引渡しの時期　　　　年　　月　　日

【別紙】

許可を受けようとする土地の状況等　　　　　　　　　　　　　　　　安芸高田市　　　町

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 面積  （㎡） | 所有者氏名(名称） | 耕作者 | | 備考 |
| 登記簿 | 現況 | 氏名(名称) | 利用  権原 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計　　 　　㎡（田　　筆　　　　㎡、畑　　筆　　　　㎡、採草放牧地　　筆　　　　㎡） | | | | | | | | |

★申請部数

　様式第１－１号（甲号、乙号）正本１部、併せて指令書用に、甲号のみ２部。

農地法施行規則第10条第１項ただし書の規定による単独申請の場合は、指令書用の甲号は１部でよい。

　譲受人等又は譲渡人等が複数いる場合は、指令書用の甲号は当事者の数だけ提出する。

★記載注意

○　譲受人等の「国籍等」及び「在留資格又は特別永住者」は、所有権移転の場合にのみ記載する。

　　国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載する（農地所有適格法人以外の法人への例外的な所有権移転の場合は記載不要）。

　　外国人については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する中長期在留者。３月以内、又は短期滞在の在留資格が決定された者等以外の者）の場合は在留資格を、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者）の場合はその旨を併せて記載する。

　　法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載する。

○　当事者（譲受人等及び譲渡人等）が連署する。例外として単独申請できるのは次の場合。

　(1) 競売、公売、遺贈その他の単独行為

　(2) 確定判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停成立、家事審判の確定又は調停成立

○　譲受人等、譲渡人等が複数いてこの欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙で添付する。

　　この別紙は甲号の一部分となるため、必要部数は甲号の部数と同じ。

　　譲受人等が複数の場合は、持分を記載すること。

○　登記上の所有者が死亡している場合は、原則として申請前に相続登記を行い、譲渡人と登記上の所有者を一致させること。申請時までに登記することができない場合は、申請者が真正な権利者であることを証する書面（戸籍、除籍、原戸籍の謄本及び遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等）を添付する。なお、戸籍、除籍、原戸籍の謄本については、法務局（登記官）が認証した法定相続情報一覧図の写しで代えることができる。

　　また、住所等が登記簿の記載と異なるときは、戸籍の附票又は住民票の写し等（（登記上の住所から現住所までの変遷のわかるもの）を添付する。

○　未成年者の場合は、未成年者の氏名の下に親権者名を記載し、親権者であることを証する書面（戸籍謄本等）を添付する。

○　代理人が申請する場合は、代理権限を証する委任状（委任事項を特定したもの）及び、必要に応じて、譲受人等が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付する。

○　例）「所有権」を「移転」、「賃借権」を「設定」、「使用貸借による権利」を「設定」等

　　１　「面積（㎡）」は登記簿の面積を記入する。

　　　「備考」は、次の場合記載する。

　　　　登記上の所有者と現在の所有者が異なる場合、登記上の所有者を記載する。

　　２　「土地の引渡しの時期」は実際の予定日又は「許可後」、「許可後○日後」等